

別表第1

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助対象者及び要件	申請期限	補助率、補助限度額及び申請回数
就職サイト掲載事業	補助対象者が就職サイトに正規雇用に係る求人情報を掲載する事業であって、次に掲げるものとする。 (1) 新卒者等を対象とする就職サイトに求人情報を掲載する事業 (2) 転職者等を対象とする就職サイトに求人情報を掲載する事業 ※求人情報を掲載する期間が1年以内であること。ただし、(1)についてはこの限りでない。	補助対象事業に係る掲載費	中小企業者等で、下記の条件を満たす者 (1) 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。 (2) あいちU I J ターン支援センターウェブサイト以求人を掲載する者であること。	求人情報掲載開始から掲載終了後6か月以内	補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額）の1／2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。 1 補助対象者等につき、各事業1回のみ申請することができ、1年度あたり1件限り、20万円を限度とする。
採用ホームページ改良事業	人材確保のために採用ホームページを作成または改良する事業（別表第2のチェックシートの要件を満たす場合に限る。）	(1) 採用ホームページ作成又は改良に係る外部委託に要する費用 (2) 採用ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合に限る） (3) ドメイン取得費 (4) 上記（1）～（3）の費用に付随する動画・写真撮影費（5）その他市長が適当と認める経費	中小企業者等で、下記の条件を満たす者 (1) 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。 (2) 求職者が求人情報または企業情報を収集する目的の媒体に採用ホームページのURLを掲載し、採用情報を発信する者であること。	事業着手前	補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置等を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置等として受けた額を控除した額）の1／2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。 1 補助対象者等につき、1回のみ申請することができ、1年度あたり20万円を限度とする。

副業・兼業マッチングサイト掲載事業	外部専門人材の確保のために副業・兼業マッチングサイトに主とする労働以外の時間を活用して、委託業務に従事する人材の求人情報を掲載する事業であって、次に掲げるものとする。 (1) 副業・兼業人材マッチングサイトに求人情報を掲載する事業 (2) 前項により外部専門人材の紹介を受け、外部専門人材を委託業務等により補助対象者の事業活動に一定期間従事させるものであって、1年度内に当該業務が開始される事業	(1) 補助対象事業に係る掲載費 (2) 補助対象事業に係る紹介手数料	中小企業者等で、下記の条件を満たす者 (1) 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、法人にあつては主たる事業所）を有する者であること。	外部専門人材と委託契約してから6か月以内かつ事業実施年度の2月28日まで（2月28日が豊橋市の休日を定める条例（平成3年3月30日条例第3号）に規定する市の休日に当たるときはその前日まで。）	補助対象経費の1／2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。ただし、国、地方公共団体その他公共的団体から助成措置等を受けている事業は除く。 1 補助対象者等につき、1回のみ申請することができ、1年度あたり5万円を限度とする。
--------------------------	--	---	--	--	---